

GS Plus 全世界株式(オール・カントリー)
毎月決算コース

追加型投信／内外／株式

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日 2026.7.18

GS Plus+

(注)「GS Plus」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS Plus 全世界株式(オール・カントリー)毎月決算コース(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年7月2日に関東財務局長に提出しており、2026年7月18日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

三井住友信託銀行株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号
設立年月日:1996年2月6日/資本金:4億9,000万円(2026年7月2日現在)
運用する証券投資信託財産の合計純資産総額:7兆8,904億円(2026年4月末現在)
グループ資産残高(グローバル):3兆3,547億米ドル(2025年12月末現在)

■照会先 ホームページ アドレス www.gsam.co.jp 電話番号 03-4587-6000受付時間:
営業日の午前9時から午後5時まで

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

主な投資対象

本ファンドが実質的に投資対象としているETFは以下の通りです。

フ ァ ン ド 名	ゴールドマン・サックス ETF ICAVー ゴールドマン・サックス・アルファ・エンハンスト・ワールド・エクイティ・アクティブUCITS ETF
フ ァ ン ド 形 態	アイルランド籍外国投資証券(米ドル建て)
投 資 目 的	主に日本を含む先進国の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
運用の基本方針等	①主に日本を含む先進国の株式に投資します。 ②ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて投資対象のリターン予測を行います。 ③長期的に参考指標(MSCI ワールド・インデックス(配当込み、米ドル・ベース))を上回るリターンの獲得をめざします。 ④市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
運 用 報 酬 等	年率0.25%を上限とします。(ETFにかかる信託事務の処理等に要する諸費用等を含みます。)
運 用 会 社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

フ ァ ン ド 名	ゴールドマン・サックス ETF ICAVー ゴールドマン・サックス・アルファ・エンハンスト・エマージング・マーケット・エクイティ・アクティブUCITS ETF
フ ァ ン ド 形 態	アイルランド籍外国投資証券(米ドル建て)
投 資 目 的	主にエマージング諸国の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。
運用の基本方針等	①主にエマージング諸国の株式(エマージング諸国の国籍の企業もしくはエマージング諸国より収入および収益の大部分を得ている企業の株式)に投資します。 ②ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて投資対象のリターン予測を行います。 ③長期的に参考指標(MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドル・ベース))を上回るリターンの獲得をめざします。 ④市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
運 用 報 酬 等	年率0.30%を上限とします。(ETFにかかる信託事務の処理等に要する諸費用等を含みます。)
運 用 会 社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

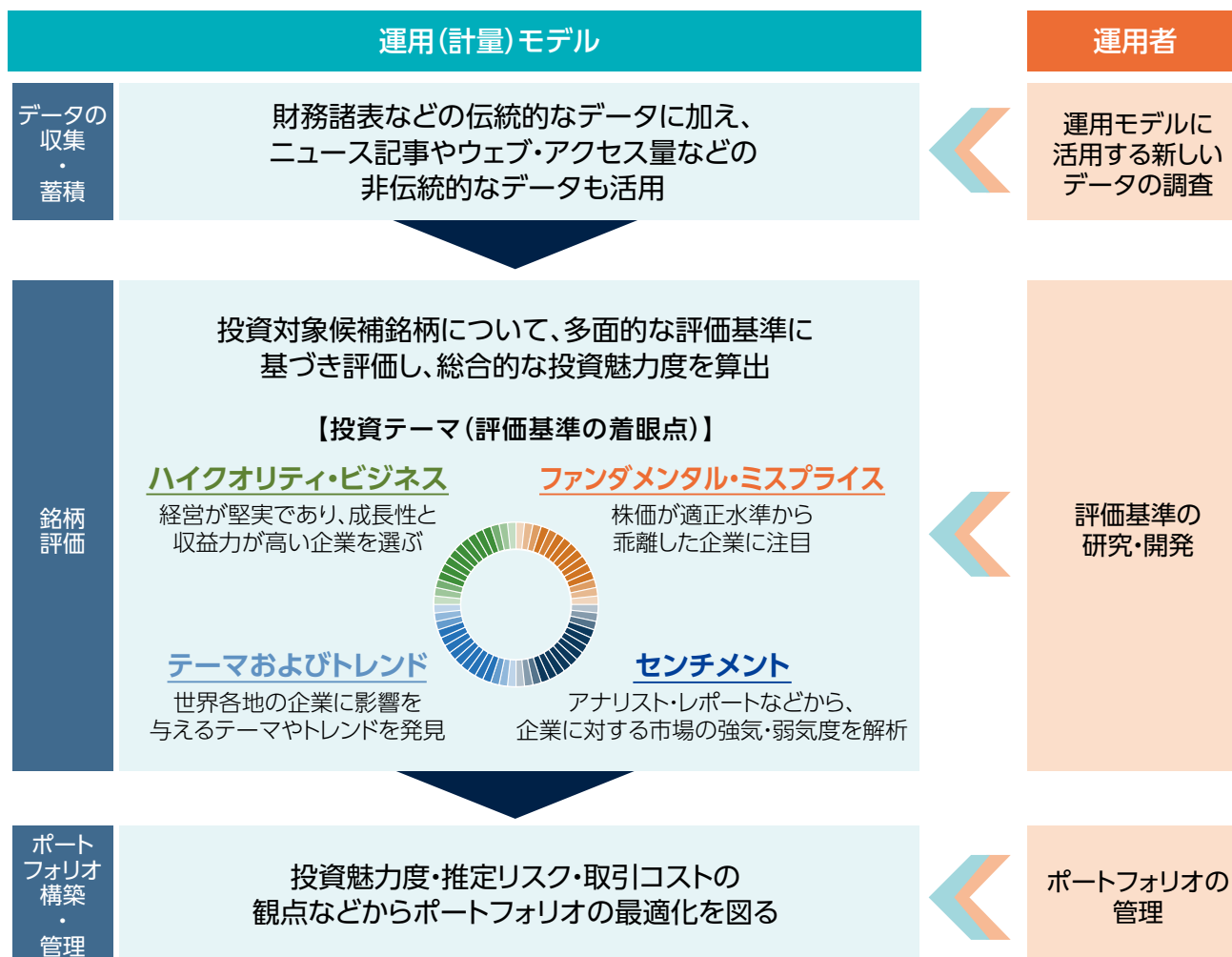
※上記は2026年7月2日現在予定されている実質的な投資対象の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

ファンドの運用

本ファンドの実質的な運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが担当します。ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用が行われます。計量モデルを用いた運用では、情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、投資対象が市場全体にわたる本ファンドの運用に適した運用手法であると考えます。

投資対象とするETFの投資プロセス

投資対象銘柄については、投資テーマを通じた数多くの多面的な評価基準に基づいて評価を行い、組入銘柄を決定します。これらの評価基準の開発において、財務諸表などの伝統的なデータに加え、ニュース記事やウェブ・アクセス量などの非伝統的なデータも活用されます。最終的な評価基準の選定および組入銘柄の決定は、計量投資戦略グループのシニア・ポートフォリオ・マネジャーが監督しています。



上記は本ファンドの実質的な投資対象であるETFの投資プロセスを説明した概念図です。実際の評価の割合等とは異なることがあります。上記は現行モデルに基づくものであり、運用モデルの改良・更新は継続的に行われております。上記がその目的を達成できる保証はありません。投資プロセスは変更される場合があります。

主な投資制限

- 株式および上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ファンドの分配方針

- 原則として、毎月の決算時(毎月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※初回決算日は2026年8月20日とします。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

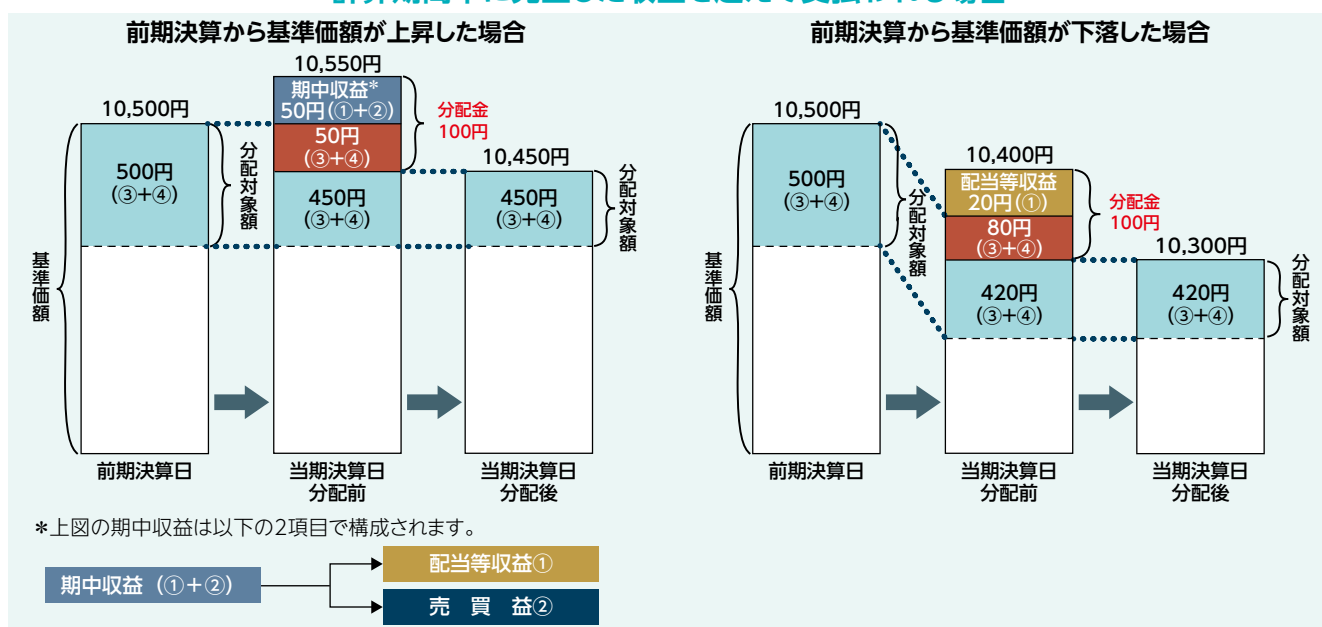


分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

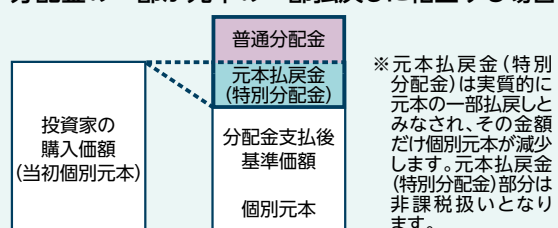


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

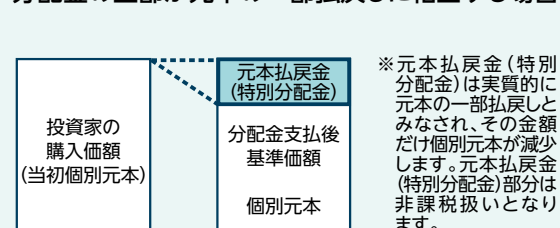
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは日本を含む世界の株式を実質的な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、株式等の組入る有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。一般に、株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。



為替変動リスク

本ファンドは外貨建ての株式等を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国・地域の政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。



エマージング株式市場への投資に伴うリスク

本ファンドの実質的な投資対象にはエマージング諸国の株式も含まれます。エマージング市場への投資には、先進国市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

留意点

参考指標に関わる留意点

本ファンドは、MSCIオール・カントリー・ワールド指数(税引後配当込み、円ベース)を参考指標とし、長期的に同指数を上回る投資成果をめざしますが、実際の運用成果は、参考指標を下回ることがあります。また、参考指標とするインデックスが下落する局面においては、一般にファンドの基準価額も下落する傾向があります。

その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

参考情報

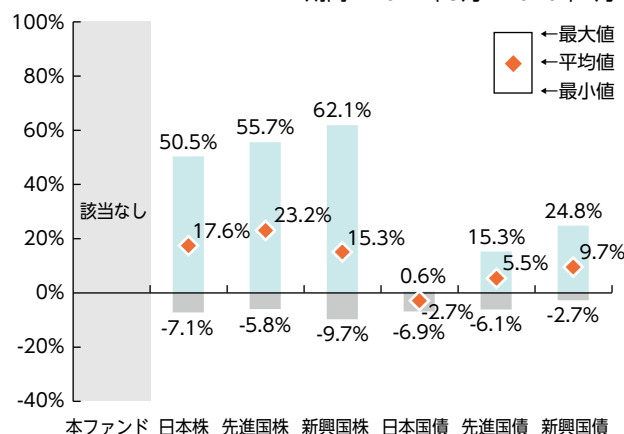
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは2026年7月30日から運用を開始するため、
有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

期間：2021年5月～2026年4月



- 本ファンドは2026年7月30日から運用を開始するため、上記グラフでは代表的な資産クラスについてのみ表示しています。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関するその他のすべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの運用は2026年7月30日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社で開示される予定です。

※本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。

お申込みメモ

 購入時	購入の申込期間	当初申込期間: 2026年7月21日から2026年7月29日まで 継続申込期間: 2026年7月30日から2027年7月20日まで (継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	購入単位	販売会社によって異なります。
	購入価額	当初申込期間: 1口当たり1円(1万口当たり1万円) 継続申込期間: 購入申込日の翌営業日の基準価額
	購入代金	当初申込期間: 当初申込期間中にお申込みの販売会社にお支払いください。 継続申込期間: 販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社によって異なります。
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込について	購入・換金申込不可日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日。(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
	申込締切時間	当初申込期間: 販売会社が定める時間とします。 継続申込期間: 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。
	購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信託期間	原則として無期限(設定日: 2026年7月30日)
	繰上償還	純資産総額が100億円を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
	決算日	毎月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2026年8月20日とします。
	収益分配	毎月の決算時に分配金額を決定します。販売会社によっては、分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	当初申込期間: 1,000億円を上限とします。 継続申込期間: 1兆円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	年2回(4月および10月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1万口当たり1万円)に、3.3% (税抜3%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。
換金時	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎 日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して ①本ファンド		年率0.1936%(税抜0.176%)	
		内訳			
		支払先の配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.0011% (税抜0.001%)
			販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.165% (税抜0.15%)
			受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等	年率0.0275% (税抜0.025%)
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の 毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。					
		②実質的に投資対象とするETF(ファンドの運用 等)*1		年率0.30%以内	
		実質的な負担(①+②)		最大で年率0.4936%(税込)*2	
信託事務の 諸費用		監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が 信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算 期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。			
随 時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(実質的に投資対象とするETFにおいて発生したものを含みます。) はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

*1 ETFにかかる信託事務の処理等に要する諸費用等を含みます。実質的に投資対象とするETFの運用報酬は各ETFにより異なります。くわしくは、「主な投資対象」をご覧ください。(2026年4月末現在)

*2 この数値は最大値であり、実質的に投資対象とするETFの投資状況等により変動します。実際の組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する率も変動します。通常の場合下においては、上記を下回ることを想定しています。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2026年7月2日現在のものです。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。